若者住宅補助金

町内に住宅を新築する方に費用の一部を支援します

●対象者:

若者要件に該当する住宅の所有者であり、次の要件をすべて満たすもの

- ■住宅を新築または購入した方
- ■申請時、世帯全員に町税等の収入金の滞納がないこと
- ■世帯全員が暴力団員でないこと
- ■久米南町に住民登録があり、定住の意思があること

●補助金額: **50万円** 予算の範囲内(先着)での補助とさせていただきます

●若者要件:

New!!

- ■夫婦ともに39歳以下である
- ■39歳以下の単身者(配偶者なし)である
- ■同居者に18歳以下の子どもがいる
- ■54歳以下の新規就農者

●申請期限: 登記後 1年以内

●申請書に添付する主な書類:

□工事請負契約書 □領収書 □登記事項証明書 □住宅の全景写真

※大切なお知らせ

申請の前に、まずご相談ください。

要件に当てはまる世帯のみが対象です。

予算の範囲内(先着)での補助とさせていただきます。

お問い合わせ 久米南町役場 産業振興課 086-728-2134

〇対象となる住宅　とは

個人自ら居住することを目的として建築した建物　または、
申請日前5年以内に売買を目的として建築された建売住宅
結婚新生活支援事業（住宅取得費）との併用は不可

〇居住の誓約　について

所有者が補助金の交付後、引き続き5年以上住民基本台帳に記録されることを誓約していただきます。

違反があった場合には、補助金を返還していただきます。

〇18歳の子ども　とは

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

〇新規就農者　とは

次のいずれかに該当し、久米南町内において専業農家として独立経営を行っている就農後10年未満の者　または　久米南町内で専業農家として独立経営を行うことを前提に岡山県が認めた農業研修を受けている者

- 生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者であること
- 法人等に常雇い（年間7月以上）として雇用されることにより、農業に従事することになった者であること
- 土地や資金を独自に調達し、農業に従事することになった者であること

〇住宅金融支援機構「フラット35」について

地域連携型のご利用で借入金利が引き下げになる場合があります。

申請様式はこちらから →

お問い合わせ　久米南町役場　産業振興課　086-728-2134